

地方交付税制度の概要

地方交付税の目的

- 地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む人にも一定の行政サービスが提供できるよう財源を保障するものです。

地方交付税の性格

- 地方交付税は、本来、地方の税収入とすべきですが、地方交付税の目的を果たすために、国が国税として地方に代わって徴収し、一定の基準により再配分するもので、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」という性格を有しています。
- 地方交付税の用途は、地方公共団体が自由に決定することができます。（国がその用途を制限したり、条件を付したりすることは禁じられています。）

地方交付税の種類

- ①普通交付税 : 財源不足団体に交付されるもの
- ②特別交付税 : 普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付されるもの

【普通交付税の額】

普通交付税の額は次の算式で計算されます。

$$\text{普通交付税額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

◇基準財政需要額

標準的な人件費、行政経費を算入

◇基準財政収入額

標準的な税率、徴収率で地方税収入を算入

算定のイメージ

基準財政需要額 100

基準財政収入額 60

普通交付税 40

《普通交付税が交付されない団体》

基準財政収入額が基準財政需要額を上回る団体へは普通交付税は交付されません。(不交付団体)

基準財政需要額

基準財政収入額

※ 平成26年度は、都道府県では東京都のみが不交付団体です。

臨時財政対策債の発行

臨時財政対策債とは

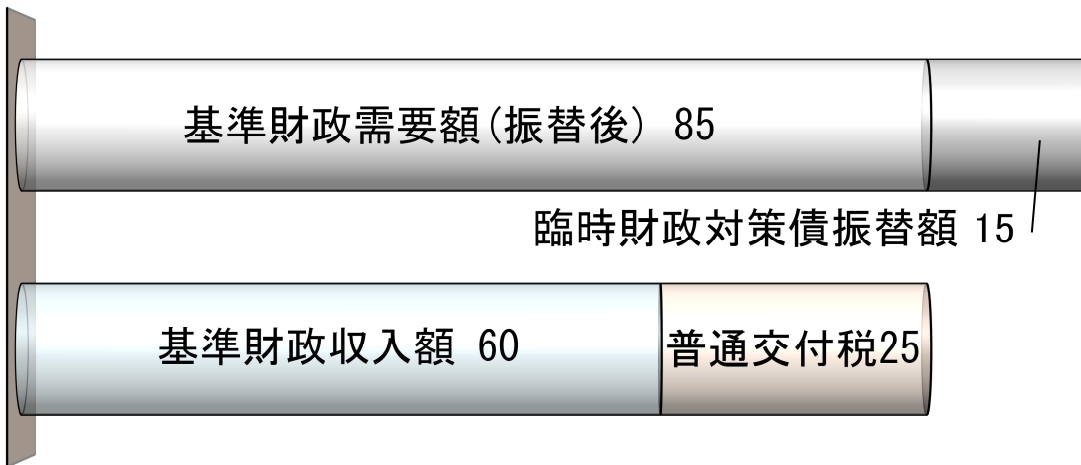
地方交付税は、所得税や法人税など法定5税に一定の率（法定率）を乗じた分を原資として、各地方公共団体に配分・交付されます。交付税総額が不足する場合、平成12年度までは交付税及び譲与税配付金特別会計で借り入れて総額が確保されましたが、平成13年度の地方財政対策の見直しで、国と地方の責任の明確化や国、地方を通ずる財政の透明化を図るため、不足額を国と地方で折半し、地方分について各団体で地方債を発行して補てんすることとされました。この地方債が「臨時財政対策債」で、地方財政法第5条の特例となる地方債（一般的に赤字地方債と呼ばれています）です。

《臨時財政対策債への振替額を控除した普通交付税の算定》

平成13年度からは、毎年度、交付税総額の不足額について臨時財政対策債により対応しており、臨時財政対策債への振替額を控除した額を基準財政需要額（振替後）として、普通交付税の額が算定されています。

算定のイメージ

《現在の姿》



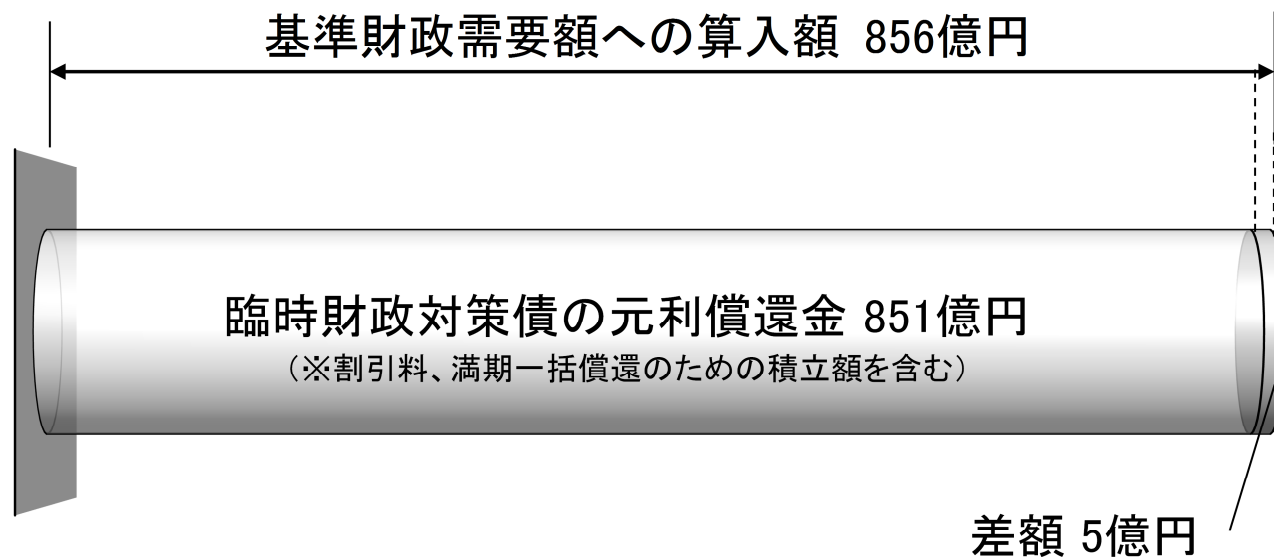
臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額が後年度地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

地方交付税総額が不足する場合、地方交付税法では、法定率を変更して対応することとされていることから、地方自治体は、国に対して臨時財政対策債の発行ではなく、法定率の引き上げを要請しています。

臨時財政対策債の償還と交付税算入の状況

本県では、臨時財政対策債の元利償還金相当額の基準財政需要額への算入額と実際の償還額が大きく乖離しないよう留意しつつ、借入・償還を行っています。

《平成13年度～平成25年度までの状況（累計）》



基準財政需要額への算入は、標準的な借入利率や償還方法、借入先などにより理論的に算定されており、各団体におけるそれぞれの借入条件等とは異なるため、実際の元利償還金と一致するものではありません。

これまでの基準財政需要額への算入額と実際の元利償還金との差額5億円については、財源調整的な基金残高の状況も見ながら、将来の財政運営に支障を来すことがないよう対応しています。